農用地等の借受希望申出書

記載例

申込年月日 令和 ○年 ○○月 ○○日

1. 借受けを希望する者(申込者)

申込者氏名	(ふりがな)	びばい	たろう					
(法人の場合は、 法人名及び 代表者名)		美唄	太郎	※法人の場合 代表者名も	合は、 記載してください	10	美唄	
個人の場合は 後継者の有無 (○で囲む)	有 無	する場合は、 ※後継者の記	後継者の名育 L載がある場合	は、申込者との	天		美剛	
	後継者の記載がない場合は、申込者以外は借受けできません。							
住 所	〒 072-0000 美唄市〇〇町〇〇丁目〇〇番地							
	※あなたの主たる経営地が存する市町村を記入してください。							
	※あなたの主たる経営地は上記市町村のどの募集区域に属しますか。 ○○ 地区							
生年月日(個人)	□大正	☑昭和 □平	成 ○○年	- 00月 00	日(満○○	才)		
後継者の生年月日		□昭和 ☑平	成 ○○年	: 〇〇月 〇〇	日(満○○	才)		
法人の場合	設立年月日 🗆	昭和 □平成	年	月 日 :	構成員数	名(戸	法人)	
連 絡 先 電話番号 0126 (○○) ○○○○ ※携帯でも可。連絡が取れる番号を記入してください。								
新規参入・既存	経営の別 ※	該当項目に☑♂	をしてください	<i>(</i>).]新規参入	☑既存績	圣営	
2. 借受けを希望する農用地等の内容								
借受希望区域	市	町 村 名		美唄市				
	借受希望区域	名又は募集要収	頁の番号	〇〇地区 又	は全域			
	※複数市町村で借受けを希望する場合は、その希望する市町村を全て記入してください。 ※希望区域を特定せず市町村内のどこでも借受けを希望する方は、借受希望区域名に「全域」と記入してください。							
	※あなたは次のどれに該当しますか。該当項目に☑をしてください。							
		域内の農業者		希望区域外の農業		□新規参入希望	望者	
借受けを希望する 地目・面積	✓ 田 (○○□樹園地(f田(ha) D他 (ha)		(OOha)	□採草畑(ha)	
作付予定作物	※借受地で作付を計画している作物の種別を記入してください。							
	水稲、小麦、大豆							
借受希望期間	□3年	□5年	☑10年以上		具体的に(年)		
希望条件等	※希望する圃場条件等、ご自由に記入してください。							
3. 借受希望者の経営の概要(既存経営の方のみ記入してください)								
経営形態 (複合経営の方は	□和作(稲作		□野菜	□果樹	口花き	□その他	()	
複数を選択)	□TMR	□酪農	□肉牛	□養豚	□養鶏	□綿羊		
現在の経営規模	経営面積	うち所有地	田(00	na) 畑(C	OOha) そ	の他(h	ıa)	
	○○ ha	うち借入地	田(〇〇)	ha) 畑(C	Oha) そ	の他(l	ia)	
主な作付作物	水稲())O ha /.	小麦 〇〇) ha 大豆	○○ ha		ha	

※確認事項

公表への同意	太線枠で囲まれた部分については、法に基づく公表が必要となります。記載	☑ 同意する
	事項の公表について同意いたしますか。該当に☑をしてください。 なお、同意いただけない場合は本申出書は受付いたしません。	□ 同意しない

※次ページの注意事項をよく確認のうえ、申出願います。

- ・太線枠内の項目については、北海道農業公社ホームページ等により公表されることとなりますのでご留 意願います。
- ・応募をする方は、当ホームページ上の本様式を出力されるか、各市町村の農業担当窓口で申出書を入手のうえ、郵送又は持参により提出してください。その際は、借受希望区域の市町村の農業担当部署に提出していただきますが、最寄りの公社(本・支所)に提出することもできます。
- ・申出書を当該市町村の農業担当窓口へ提出することにより、本応募に関する手続きをその市町村へ委任するものといたします。
- ・本申出書の有効期間は応募をした年度を含む5年後の年度末までとなります。有効期間を超えた後に借受けを希望する場合は、再度申込みが必要となります。
- ・有効期間内に同一人から同一募集区域へ再申出する場合は、前申出を取り下げたものとみなします。また、再申出の有効期間は、その応募をした年度を含む5年後の年度末までとなります。
- ・有効期間内に後継者への経営移譲等が見込まれる場合で、その後継者が経営移譲等を受けた後も引き続き農地中間管理事業による借受けを希望するときは、後継者の名前を必ず記入してください。
- ・新規参入者の方は、「新規参入経営計画書」(様式第5号)を提出していただきます。
- ・農地中間管理事業により農用地等を借受けした方は、法第21条に基づき、借受けた農用地等が適正に利用されていない等と判断され、公社から利用状況の報告を求められた場合には、その利用状況についての報告書を提出する必要があります。
- ・本申出書において提供された個人情報につきましては、北海道農業公社個人情報保護規程に基づき、農 地中間管理事業の実施に関する利用以外の目的では使用いたしません。